

働き方改革への備えは進んでいますか

新型コロナウイルスの大流行により影が薄くなっていますが、飲食店オーナーの皆様、「働き方改革」への対応は進んでいますでしょうか。「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を「自分で選択」できるようにするための改革で、主な働き方改革関連法による法改正事項は次の8つです。

- ① 残業時間の罰則付き上限規制が始まります（中小企業は2020年4月から）
- ② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します
- ③ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務付けます
- ④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を50%に引き上げます（中小企業は2023年4月から）
- ⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務付けます
- ⑥ より働きやすくするため「フレックスタイム制」の制度を拡充します
- ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を新設します

⑧「同一労働・同一賃金の原則」が適用されます（中小企業は2021年4月から）

中小企業においても、2019年から既に適用となっている「年次有給休暇の5日間取得」などに加えて、2020年4月からは「残業時間の罰則付き上限規制」が始まります。これにより、長時間労働の抑制はもとより、36協定の見直し及び新様式への対応が求められます。さらに来年2021年4月からは「同一労働同一賃金の原則」の適用も控えており、パート社員や契約社員との不合理な待遇差が禁止され、待遇に関する説明義務への対応も迫られます。正社員とパート社員等の待遇面の格差の見直しあるいは担当する業務の細分化などが主な内容となります。

このように、飲食店オーナーの皆様には、いよいよ働く環境そのものを見直す時期が差し迫ってきています。

「働き方改革」についての質問、相談などございましたら社会保険労務士法人エルクエストまで遠慮なくお問い合わせください。